⑼　本工事は、関東農政局が定める「低入札価格調査対象工事」に係る対策について（平成18年７月24日付け関東農政局整備部長名）に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。

⑽　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒀　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　関東農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　関東農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。ただし、上記２の⑶の再認定を受けたものにあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

②　同種工事とは、次のア及びイの工事とし、規模は問わないものとする。ただし、同種工事は別工事でもよい。

ア　機場下部工（土木工事）

イ　ＰＣ水槽工

また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者。

ウ　建設業法第15条第２号で定めている者のうち１級土木施工管理技士以外の者とする。

②　平成10年４月１日以降に、上記２の⑹の②に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験は各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　入札説明書に示す内容に対するＶＥ提案についての技術的所見が適正であること。ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がない場合は、競争参加資格を認めない。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

⑽　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年10月26日付け19関総第558号（会））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　ＶＥ提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、次のア、イに示す「ＶＥ提案評価点」及び「ヒアリング評価点」の合計点が最大の者に50点を付与し、それ以外の者には合計点に応じた点数を按分して付与する。

ア　「ＶＥ提案評価点」は、上記３の⑴の②について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点を付与し、それ以外の者には「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として付与する。

イ　「ヒアリング評価点」は、上記３の⑴の③を実施し、その結果に応じて最大で10点を付与する。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。